# ふるさと岡山応援寄附金(元気おかやま事業参加コース)のご案内

岡山県では、平成29年4月から、「元気おかやま事業参加コース」を設け、ふるさと納税を活用して以下の2事業を実施します。このコースは、従来のふるさと納税と異なり、岡山県の特定の事業について、その趣旨に賛同する方に寄附をお願いするものです。

- ① ふるさと岡山"学び舎"環境整備事業
- ② 日本一の岡山県立図書館サービス向上事業

## 【寄附の申込方法】

インターネットからお申し込みいただくか、裏面の寄附申込書を県庁あてにお送りください。

●インターネット http://kifu.pref.okayama.jp/contribute/contribute.html

ullet FAX 086-224-2714

●郵 便 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 総務部税務課あて

●電 話 岡山県ふるさと納税専用フリーダイヤル (0120-601-388)

●Eメール <u>furusato@pref.okayama.lg.jp</u> あて

#### 【寄附金の納付方法】

●ゆうちょ銀行の振込用紙 (手数料はかかりません)

お申し込みの後、県から振込用紙をお送りします。 ●銀行口座への振込み(振込手数料をご負担いただきます)

お申し込みの後、県からふるさと納税の専用口座番号をお知らせします。

●クレジットカード (手数料はかかりません) <u>※平成29年6月から開始</u> インターネットからのお申し込みになります。

寄附金額が5,000円未満の場合はご利用できません。

●現金書留·持参

岡山県総務部税務課、岡山県東京事務所、岡山県大阪事務所、とっとりおかやま新橋館で受け付けます。

### 【寄附金控除の受け方】

●県からお送りする「寄附金受領証明書」を添付して確定申告をする

寄附をした年の翌年2月16日から3月15日までに、寄附金受領証明書を添えて確定申告を行うことで、所得税と個人住民税の控除を受けることができます。

●ワンストップ特例制度を利用する

次の要件を満たす方は、県に「申告特例申請書」を提出すれば、確定申告をしないで税の控除を受けることができます。

ア 給与所得者で源泉徴収・年末調整がなされている。

- イ 寄附以外に確定申告をする必要がない。(医療費控除等の申告をする必要がない。)
- ウ 年間に寄附をした自治体の数が5以下である。

#### 【ふるさと納税の仕組み】

ふるさと納税は、「税」と呼ばれていますが、実際には地方自治体への寄附金です。

地方自治体に対して個人が寄附を行った場合、所得税法や地方税法に基づき、寄附金額の一部が、その個人が支払うべき税金の額から差し引かれます。(寄附金税額控除)

(例) Aさんが岡山県に3万円を寄附した場合

Aさん : 給与収入 700 万円 (所得税率 10%)、住民税 (所得割) 293,500 円

家族構成 Aさん、配偶者、子ども2人

①自己負担額 (客附金控除対象外)	②所得税の控除	③住民税の控除	
A 2,000円	B 2,859円	C 2,800円	D 22,341円

確定申告を行うことによって、B+C+D (28,000 円) が税金から差し引かれる (税額控除される) ことになります。

- ※ 寄附金額が 2,000 円以下の場合、寄附をした年の所得税・寄附翌年度の住民税が課税されない場合は、税額 控除の対象となりません。
- ※ B+C+Dの控除額には上限があります。(住民税(所得割額)の概ね20%が目安)

このコースとは別に、「おかやま魅力味わいコース」もございますので、詳しくはふるさと岡山応援寄附金専用サイト(<a href="http://kifu.pref.okayama.jp/">http://kifu.pref.okayama.jp/</a>)をご覧下さい。